

# 福津市共働推進会議中間報告

諮問事項「①郷づくり推進事業における市と各地域協議会及び自治会等との共働のあり方について（「郷づくり基本構想」の見直し）」について、改善に向けた取組みのより早い着手を目指すとともに、より実効性の高い答申を目指すため、市や地域に審議の方向性を示すことが適切と判断し、答申に先立ち中間報告を行います。

未定稿（令和5年9月14日）

令和5年10月

福津市共働推進会議

## 目次

1. 地域コミュニティによる地域自治推進の重要性	1
2. 福津市の地域コミュニティ施策	2
3. 福津市共働推進会議の審議経過	2
4. 郷づくり基本構想の見直し（中間報告）	6
5. 今後の審議について	16
資料	17

⑨：用語のうち解説があるものに付しています（資料 17 ページ以降参照）。

## 1. 地域コミュニティによる地域自治推進の重要性

### (1) 地域コミュニティを取巻く状況

少子高齢化、人口減少、単身世帯の増加といった人口動態の変化、女性・高齢者雇用の増加等のライフスタイルの変化、インターネットの利用、特にSNSの普及による人と人とのつながり方の変化などから、近隣住民同士のつながりが希薄になってきています。また、価値観の多様化等の影響もあり、仕事や自分の趣味以外のコミュニティを持たない人も増えてきています。

一方で、いつ起こるか予測が難しい地震のほか、近年、地球温暖化の影響などから各地で豪雨災害などが頻発しています。災害への対応は発生前の防災から減災、災害直後の応急対応、そして復旧・復興と長期にわたります。支援や援助の持続性を考えると、公助を待つより自助・共助機能が高いほうが地域性に合った対応を速やかに実行できることから、普段からの自助による備えとともに、共助が機能するために必要な地域の人と人とのつながり、顔の見える関係が見直されてきています。すでに阪神・淡路大震災や東日本大震災などにおいても、地域の人々のつながりが防災、減災、復興にも影響していたことが実証されています。

### (2) 地域コミュニティによる地域自治の推進

地域の人々のつながりは、災害時だけに留まらず高齢者への声掛けや子どもの見守りのほか、誰もが快適で住みやすい住環境の維持にもつながるもので、普段からの地域コミュニティでの取組み、すなわち地域自治<sup>④</sup>が機能して初めて持続していくものです。

そこで、福津市では地域自治推進の方針を示すために、まず平成 19 年度に地域自治の実現を核に据えた「第 1 次総合計画<sup>⑤</sup>」を策定し、平成 20 年度には市民参画及び共働による自律した地域自治の実現を図ることを目的とする「みんなですすめるまちづくり基本条例」を制定、そして平成 29 年度には「郷づくり基本構想<sup>⑥</sup>」を策定して、郷づくりや自治会などの単位で、あらゆる人がそれぞれの課題解決に向けて共に考え行動し、自らの地域のことは、自らの手で治める地域コミュニティによる地域自治を推進しています。

## 2. 福津市の地域コミュニティ施策

### (1) 「郷づくり」による地域自治活動

福津市は、平成17年1月に旧福間町と旧津屋崎町が合併し誕生しました。そして、平成19年以降「勝浦、津屋崎、宮司、福間、神興、上西郷、神興東、福間南」の8つの地域が中心となって、個性ある新しいまちづくりとして「郷づくり」が始まりました。8つの地域には郷づくり推進協議会（以下「協議会」という。）があります。

「郷づくり」とは、地域住民や地域で活動する団体同士が互いに協力・連携し、地域の課題解決や個性的で魅力ある地域づくりに取り組む、「地域自治」の活動です。市内を8つの郷づくり地域に分けて、各協議会を市の市政運営のパートナーとし、市と共働のまちづくりを進めています。自分たちの地域に合った主体的な運営を進めるなかで、地域と市が手を取り合い、市民や各種団体、企業などとの共働も取り入れながら地域自治の実現に取り組んでいます。

協議会は、自治会をはじめ、各種団体やボランティア等で構成され、お互いの情報を共有し、連携して地域を運営していきます。各協議会に期待される機能の1つに自治会活動の補完がありますが、地域における様々な活動を複合的に担っているため、組織の枠を超えた連携にも関わる組織として活動の幅が広がってきています。また、組織の立ち上げ期から、活動を拡大する成長期に入り、活動の継続性を高めるための人的・財政的支援のあり方が問われています。

### (2) 「郷づくり」の位置づけ・根拠

福津市では、平成17年から18年にかけての約1年で8つの地域ごとに市民の皆さんが話し合っ「地域づくり計画<sup>⑧</sup>」をつくりました。その中には、子育て、防犯防災、福祉、環境景観の分野で、住民の暮らしをより良くするための具体的な行動計画としました。平成19年からの郷づくりの活動は、この地域づくり計画を実行し、「地域自治」を実現するための事業としてスタートしました。また、平成20年9月には、市民参画及び共働による自律した地域自治の実現を図ることを目的とする「みんなですすめるまちづくり基本条例<sup>⑨</sup>」を制定して、第11条（地域づくり）第2項において市民及び事業者等は、おおむね小学校区域を単位とした組織「郷づくり推進協議会」を設立し、地域自治の実現に努めることを規定しました。

先に「地域づくり計画」が策定された一方で、市では平成19年3月に策定した第1次総合計画の核に「地域自治の実現」を据えていたものの、地域コミュニティの指針や方向性を示した構想や基本計画が

ありませんでした。そこで、郷づくりを始めて、さまざまな課題が具体的に見えてきた平成28年度から、それまでを振り返って、今後も郷づくりを持続させていくために必要なことを評価・検証結果から分析し、協議会・自治会の位置づけや役割の明確化、市の支援策等を体系的にまとめ、平成30年3月に「郷づくり基本構想」を策定しました。さらに、郷づくり基本構想の中で、「地域づくり」の取組みのうち、地域住民が主体となって取り組む活動を「郷づくり」と再定義し、地域住民が主体となって策定する郷づくりの行動計画を「地域づくり計画」から「郷づくり計画<sup>㊤</sup>」と改め、各協議会では、取組み等の評価・検証から始まり、地域内の意見集約、意見交換会、策定作業等を経て平成31年4月から計画を運用しています。

### 3. 福津市共働推進会議の審議経過

福津市共働推進会議は、令和4年6月3日から令和5年9月22日までに10回開催しており、審議経過については、次のとおりになります。

#### (1) 諮問から中間報告までの審議内容

会議名	開催日	内容
第1回福津市共働推進会議	令和4年 6月3日(金)	・諮問 ・福津市の取組みについて ・会議のすすめ方について
第2回福津市共働推進会議	令和4年 8月5日(金)	・郷づくり計画について ・郷づくり推進協議会事前ヒアリング結果について
第3回福津市共働推進会議	令和4年 10月14日(金)	・地域視察 <sup>②</sup> 神興東地域郷づくり推進協議会 上西郷地域郷づくり推進協議会
第4回福津市共働推進会議	令和4年 12月16日(金)	・地域視察 福間南地域郷づくり推進協議会 津屋崎地域郷づくり推進協議会
第5回福津市共働推進会議	令和5年 2月24日(金)	・地域視察 福間地域郷づくり推進協議会 宮司地区郷づくり推進協議会 神興地域郷づくり推進協議会
第6回福津市共働推進会議	令和5年 3月22日(水)	・地域視察 勝浦地域郷づくり推進協議会 ・地域視察後のふりかえり

会議名	開催日	内容
第7回福津市共働推進会議	令和5年 4月28日(金)	・地域視察後の論点整理 ・今後の審議スケジュール
第8回福津市共働推進会議	令和5年 6月9日(金)	・中間報告骨子案について ・郷づくり地域との対話の場について
第9回福津市共働推進会議	令和5年 7月14日(金)	・「郷づくり基本構想」の見直しについてのワークショップ（「これからの郷づくりを考えよう」） <sup>⑨</sup> ・ワークショップ後のふりかえり
第10回福津市共働推進会議	令和5年 9月22日(金)	・ *****

## (2) 柱の決定

郷づくり基本構想の見直しについて考えるにあたり、大きく4つの柱にその他を加えて設定しました。

- ①「郷づくり推進事業交付金のあり方」
- ②「郷づくり交流センター等の拠点<sup>⑨</sup>のあり方」
- ③「人財<sup>⑨</sup>育成・確保」
- ④「市の関わり方」
- ⑤「その他」

## 4. 郷づくり基本構想の見直し（中間報告）

これまでの全 10 回の福津市共働推進会議における審議から「郷づくり基本構想の見直し」について、前述の 4 つの柱にその他を加えた 5 つの内容（①～⑤）ごとに、次のとおり中間報告をします。

### 4-1 柱ごとの問題状況の整理と方向性

#### （1）郷づくり基本構想の関連目標

郷づくり基本構想において、郷づくりの将来像を実現するために課題を踏まえて 3 つに分類した「市民参加」「活動内容」「運営体制」ごとに設定した目標から柱ごとに関連する内容を挙げています。

※本報告は列記のみ（郷づくり基本構想の内容の追記、削除等の見直しは答申時に検討）

#### （2）現状（（現状から見えた）問題点）

令和 4 年度に実施した郷づくりの地域視察やアンケートの結果から見えてきた現状に加え、問題点を挙げています。

#### （3）目指す方向性

上記（1）現状（問題点）ごとに、目指す方向性を挙げています。

#### （4）課題解決のアイデア

審議（ワークショップで出されたアイデアを含む）で出されたアイデアを挙げています。

※◎：令和 6 年度からの取組みを想定して、中間報告に掲載するもの

※○：審議を継続して答申に掲載予定のもの



## ① 郷づくり推進事業交付金のあり方

柱	郷づくり推進事業交付金のあり方
(1)郷づくり基本構想の関連目標	分類3：運営体制 ⇒目標：3-1自治会を基軸として各種団体と連携しながら市とのパートナーシップを深めること
(2)現状 ⇒(現状から見えた)問題点	①交付金が使いつらい ⇒余剰金⑧の取扱い・会計処理・雇用経費等の制約が多い ②自治会への予算配分が難しい ⇒協議会に一括交付する交付金制度⑨の運用が困難 ③一人あたりの交付金の地域格差が大きい ⇒算定基準の検証がされていない ④協議会の努力で得た収入が余剰金に合算される ⇒独力で得た収入を活用できる仕組みがない
(3)目指す方向性	①・④：使い方の柔軟性を高めることを目指す。 ②：協議会と自治会両者の納得が得られる配分をする。 ③：地域の状況を反映した算定基準⑨を目指す。
(4)課題解決のアイデア	◎交付金の使途や会計処理ルールの内容見直し ⇒「◎使途の自由度の向上」と「◎会計処理ルール⑨の内容見直し」を統合 ◎積立制度の導入 ○積算方法の改定 ○計画的な事業実施を目的とした積立制度の導入と合わせた余剰金の設定金額変更、収益事業の解禁 ○規模加算の配分額頭打ち（3,500世帯）⑩の撤廃 ○事務局員給与の上限撤廃 ○別会計の導入 ○ターゲットを絞った使途の緩和

## ② 郷づくり交流センター等の拠点のあり方

柱	郷づくり交流センター等の拠点のあり方
(1)郷づくり基本構想の関連目標	分類3：運営体制 ⇒目標：3-2次世代へつないでいけること
(2)現状 ⇒(現状から見えた)問題点	①センターの利便性が低い ⇒開館日・申込方法・貸出し条件・支払い方法の制約がある ②センターの使い勝手が悪い ⇒利用上の禁止事項が多く活動が制限される ③センターの活動スペースが足りない ⇒地域によって施設環境に差がある
(3)目指す方向性	①・②：利用条件を緩和して、より多くの人たちに利用してもらえる拠点を旨指す。 ③：他の公共施設も視野に入れた運用を考える。
(4)課題解決のアイデア	◎利用制限事項の緩和 ◎貸出条件の簡略化 ◎活動拠点の認知度向上の取組み ○利用条件の見直し・再共有 ○利用に関する需要の把握と仕組み改善 ○学校との連携拡大 ○利用ルール緩和のモデル地区の試行 ○拠点への移動手段の確保 ○愛称の設定

## ③人財育成・確保

柱	人財育成・確保
(1)郷づくり基本構想の関連目標	分類1：市民参加 ⇒目標：1-2誰もが気軽にいきいきと参加していること 分類3：運営体制 ⇒目標：3-2次世代へつないでいけること ⇒目標：3-3関係団体等との柔軟な連携がとれること
(2)現状 ⇒(現状から見えた)問題点	①メンバーの高齢化と固定化が進んでいる ⇒次代を担う後継者が育っていない ②現役世代⑥や子育て世代が活動者として参画してくれない ⇒活動者に対する負担感がある ③企画運営できる人材が少ない ⇒外部からの視点を取り込む機会が少ない
(3)目指す方向性	①：多様な世代・属性・立場の人たちが郷づくりに参画できる機会や仕組みをつくる。 ②：現在の協議会の体制を見直し、新たな活動者の負担軽減につなげる。 ③：中間支援⑦ができる組織との連携を支援する。
(4)課題解決のアイデア	◎キッカケラボ⑧の事業との連携による人材育成の支援 ◎組織ルール見直しの機会の提供 ◎新たな方策を用いた人材確保の支援 ○地域活動の担い手の発掘・育成プログラムの開発・提供（※市内の現役世代向け） ○多様な人びとが参画し活躍できる場づくりに関する講座の開発・提供（※各協議会の関係者向け） ○その他、協議会で人材の発掘・育成に重点的に取り組むことができる体制や仕組みの設計（各協議会に人材発掘に関する部会を設置して責任者を置く等） ○若い世代ファーストの仕組みづくり ○多様なつながりづくりに取り組む ○会員属性の構成にバランス指標を設定

## ④市の関わり方

柱	市の関わり方
<b>(1)郷づくり基本構想の関連目標</b>	分類1：市民参加 ⇒目標：1-1誰もが郷づくりを知っていること 分類2：活動内容 ⇒目標：2-1地域の知恵と力が生かされていること ⇒目標：2-3地域特有の課題解決につながっていること 分類3：運営体制 ⇒目標：3-2次世代へつないでいけること ⇒目標：3-3関係団体等との柔軟な連携がとれること
<b>(2)現状</b> ⇒(現状から見えた)問題点	①市が地域に求める役割が不明確 ⇒市と地域の位置づけと役割に不明瞭な部分が多い ②地域との対話の機会が限定的である ⇒日頃の対話の機会が十分にとれていないことが、協議会の市への不信感や下請け感につながっている ③地域担当職員⑥の位置づけが不明確 ⇒地域担当職員の役割が不明瞭な部分が多い ④情報や助言が不足している ⇒タイムリーな情報提供や助言が不足している
<b>(3)目指す方向性</b>	①・③：市の方針を明確にしてお互いが取り組みやすくする。 ②・④：地域とのコミュニケーションを増やし、地域の状況に寄り添った支援を目指す。
<b>(4)課題解決のアイデア</b>	◎協議会との対話の機会の設定 ⇒「◎先進事例・統計データ等の積極的な情報提供」、「◎意思決定の過程における対話の機会の設定」、「◎有用な情報の適切な提供」を統合 ◎郷づくり同士のつながり ○地域担当職員の職務の明確化 ○市職員を対象とする郷づくり研修 ○自立支援に向けた外部アドバイザー制度⑥の導入（市・地域向け） ○支援の基本姿勢の改善 ○職員研修の実施

## ⑤その他

柱	その他
(1)郷づくり基本構想の関連目標	分類1：市民参加 ⇒目標：1-1誰もが郷づくりを知っていること 分類3：運営体制 ⇒目標：3-1自治会を基軸として各種団体と連携しながら市とのパートナーシップを深めること ⇒目標：3-2次世代へつないでいけること
(2)現状 ⇒(現状から見えた)問題点	①郷づくりの認知度が低い。 ⇒郷づくりの周知の頻度や方法の工夫が足りない。 ②自治会への加入者が減少している。 ⇒自治会の必要性が理解されていない。また自治会への負担感がある。 ③自主財源⑥を稼ぐ仕組みがない。 ⇒自主財源の活用や配分をする仕組みがない。
(3)目指す方向性	①：現在の取組みに加えて、新たな情報発信の方法を模索する。 ②：自治会の取組みを支援しながら、市としても加入促進方法⑥を見直したり、情報提供を行う。 ③：自主財源を得る際の現交付金制度を整理する。
(4)課題解決のアイデア	◎全市的な自治会加入促進 ○SNSの利用等、PRツールの増設

## 4-2 具体策（中間報告時点）

4-1（4）課題解決のアイデアのうち、比較的容易で、早期に取組みが可能な内容を挙げています。 ※◎印がある課題解決のアイデア

### ①郷づくり推進事業交付金のあり方

#### ◎交付金の使途や会計処理ルールの内容見直し

交付金の使途について、市はできないことを明確にし、細部は協議会が決められることができるように裁量範囲を拡大する。また、交付金交付要綱等で定めた内容を補足するという位置づけにある「会計処理の留意事項」についても、協議会の会計処理負担を軽減するため、処理上のルールを簡略化する。例えば、余剰金の繰越上限額の見直し、市への領収書提出の廃止、飲食費の金額上限の撤廃など。

#### ◎積立制度の導入

①単年度予算では難しい取組みへの対応を可能にすることで活動上の制約を軽減する、②経費節減意識を醸成するという二つの目的を実現するため、計画的な事業実施を目的とした積立制度を導入する。

## ②郷づくり交流センター等の拠点のあり方

### ◎利用制限事項の緩和

拠点が身近な施設となるように利用にあたっての制限事項を緩和する。例えば、郷づくりの連携団体、郷づくりに貢献している団体、営利性が低く地域交流や活性化につながる利用には積極的に貸出を行う。

また、現制度の中でもできることを最大限に活かすため、「協議会が郷づくりに貢献していると認める団体であれば閉館時間でも利用できる」「郷づくりとして必要性が高い利用であれば協議会事業に位置付けることができる」など、協議会や利用者への利用条件の説明を徹底する。

### ◎貸出条件の簡略化

拠点利用に関する手続きの分かりにくさを解消するため、市は利用条件や手続きの簡略化をする。また、市は、施設を有効利用していくため、より効率的な拠点の活用や貸出方法について協議会と話し合う場を設ける。

### ◎活動拠点の認知度向上の取組み

地域の拠点を広く認知してもらう取組みのうち、郷づくりHP、郷づくり会報等の活用をさらに促進するため、市は、定期的に勉強会や講座等を開催する（例：見てもらえる広報の仕方や、SNSの使い方等）。

また、市は協議会ごとに取り組まれている認知度向上の取組みを全協議会で共有しながら、取組みを促進するための「意見交換会」などの機会を提供する。

### ③ 人財育成・確保

#### ◎ キッカケラボの事業との連携による人材育成の支援

市は、地域やNPOだけでなく、事業者や企業、学校などが参加・参画し、まちづくりの新たな担い手の創出や、多様な共働・共創による持続可能なまちづくりを目指した中間支援機能「市未来共創センターキッカケラボ」の事業を活用する。協議会の人財育成のため、キッカケラボ主催の講座や交流会等への参加を促す。

#### ◎ 組織ルール見直しの機会の提供

市は、次代を担う後継者が安心して活躍できたり、現役世代の意欲や能力を活かすための組織体制や運営の視点を学べるように、協議会を対象とした「研修」や「意見交換会」などの機会を提供する。

#### ◎ 新たな方策を用いた人財確保の支援

協議会によるイベント等の参加者が継続的に関わってくれるような仕掛けを研究し、協議会に伝え、支援する。例えば、イベント参加者の関心・やりたいこと・できることを把握し、協議会がそれをバックアップしていくことで関わりしろができあがっていくことなどを協議会に伝え、協議会がキッカケラボとも連携しながらその仕掛けを実践できるように支援する。

### ④ 市の関わり方

#### ◎ 協議会との対話の機会の設定

市は地域に関わる物事の決定過程において、丁寧な経過説明や地域の意向・意見の聞き取りを行う。また、共働を進める上での関係性を構築するため、年に1回、協議会と市が未来志向で対話する場を設定し、意見交換を行う。例えば、郷づくり地域同士がお互いの取組みや工夫を共有する場（例：年に1回の自慢大会）や相互の地域訪問の機会を設定する。

また、市は、地域で求められる活動やその優先順位付けの材料となるように、多様な情報を積極的に提供する。例えば、他自治体の先進事例（多様な団体との連携事業、楽しさやつながりを重視した活動、地域のニーズ調査等）、市が保有する統計情報（介護保険に関する情報・市民意識調査結果等）に関する情報を提供する。

#### ◎ 郷づくり同士のつながりづくり

対話を通して気づきやアイデアが生まれ、新たな取組みや課題解決のきっかけとなることから、市は郷づくり同士が情報交換したり横のつながりを強めるための場を設定する。例えば、各郷づくり活動の自慢大会を開催して良い活動を横展開したり、活動拠点を訪問し合ってお互いを知る機会を作る。



## ⑤その他

### ◎全市的な自治会加入促進

自治会加入促進の主体は自治会であるが、「自治会加入は任意だ」という社会の動きの中で、自治会だけで取り組むには限界があるため、市としても地域自治を推進する立場として積極的に自治会加入促進を支援する。例えば、市公式HP、市公式LINE、市広報紙、自治会加入促進チラシやリーフレット等の媒体を活用して、自治会の必要性・活動内容・加入への窓口を知ってもらう機会を作る。

## 5. 今後の審議について

諮問事項「①郷づくり推進事業における市と各地域協議会及び自治会等との共働のあり方について（「郷づくり基本構想」の見直し）」については、前述の「4.郷づくり基本構想の見直し（中間報告）」中の課題解決のアイデアを中心に、引き続き答申に向けて細部の審議を進めていきます。

それと併行して、諮問事項「②福津市みんなですすめるまちづくり基本条例の見直し等の検討、及び他の関連条例制定の必要性について」に関しても審議に入ります。

最終的には、令和6年3月に答申を出す予定です。

## 資料

## 用語解説

ページ	用語	解説
1	地域自治	「みんなですすめるまちづくり基本条例」第2条で「市全域、小学校区又は行政区など、あらゆる人がそれぞれの課題解決に向けて共に考え行動し、自らの地域のごとは、自らの手で治めていくことをいう」と定義しており、地域の活動（自治会・郷づくり推進協議会・地域で活動するNPOなど身近な暮らしを共有するあらゆる人たちにより営まれている活動）が、それぞれの果たすべき役割を分担し、地域の実情にあった地域をつくりあげていくことと解釈しています。
1	第1次総合計画	平成17年1月に合併により福津市が誕生して、平成17年度から平成18年度にかけて策定した新市の将来像を実現するための最初の最上位の市計画です。まず、市を8つの地域に分け市民会議において策定された8つの「地域づくり計画」をベースに、市民参画を柱とした計画的なまちづくりを進めるため並行して策定された各「分野別計画」を加えた「まちづくり計画」の中核を「総合計画」が担います。他の大きな特徴として、平成17年度に福岡都市圏の市町で唯一、福津市のみ国勢調査人口の減少という結果が出たため、当時は人口減少や財政危機が危惧されていました。そこで、厳しい時代を生き抜くには「市も市民も変わる」必要性を意識しており、将来像実現のために「地域自治」と「行政経営への変革」を前提に掲げて目標、基本方針、施策展開の方針が組み立てられています（計画期間：平成19年度～28年度までの10年に設定）。
1	郷づくり基本構想	市では平成19年3月に策定した第1次総合計画の核に「地域自治の実現」を据えていたものの地域コミュニティの指針や方向性を示した構想や基本計画がありませんでした。そこで、郷づくりを始めて、さまざまな課題が具体的に見えてきた平成28年度から、それまでを振り返って、今後も郷づくりを持続させていくために必要なことを評価・検証結果から分析し、協議会・自治会の位置づけや役割の明確化、市の支援策等を体系的にまとめ、平成30年3月に「郷づくり基本構想」を策定しました。
2	地域づくり計画	8つの郷づくり地域ごとに将来像や課題を明記した郷づくりの羅針盤で、子育て支援、福祉、防犯防災、環境景観の4つの必須分野からなり、平成17年～18年度に市民と共に市職員も参加した市民会議において10年間の行動計画として策定されました。平成19年からの郷づくりの活動は、この地域づくり計画を実行

し、「地域自治」を実現するための事業としてスタートしており、平成 31 年 4 月からは新たな行動計画「郷づくり計画」に引き継がれました。

- |                                   |  |
|-----------------------------------|--|
| <p><b>3</b> みんなですすめるまちづくり基本条例</p> | <p>8 つの郷づくり地域の市民が参加した条例検討委員会での協議を経て、市民参画及び共働による自律した地域自治の実現を図ることを目的とする市のまちづくりに関する基本的な事項を定める条例として平成 20 年 9 月に議決され 12 月 1 日から施行しました。条例間に上下関係はありませんが、まちづくりの基本となる条例であり、できる限り基本とする条例としています。この条例でのまちづくりとは、道路や河川などの都市基盤の整備のみでなく、地域での防犯活動、福祉活動の安全安心な生活環境づくりなど、住みよいまちにしていくためのあらゆる活動や事業を指しています。</p>   |
| <p><b>3</b> 郷づくり計画</p>            | <p>郷づくり基本構想で「地域づくり」の取組みのうち、地域住民が主体となって取り組む活動を「郷づくり」と再定義し、地域住民が主体となって策定する郷づくりの行動計画を「地域づくり計画」から「郷づくり計画」と改めました。各協議会では、取組み等の評価・検証、地域内の意見集約、意見交換会、策定作業等を経て地域の現状や課題等を整理し、その課題解決のため将来像や今後、取り組むべき活動を掲げ平成 31 年 4 月から計画を運用しています。地域づくり計画の 4 つの必須分野の設定を、郷づくり計画では必須分野を「福祉」「防犯・防災」とし、選択分野に「子育て」「環境・景観」「文化・交流」に改めています。</p>  |
| <p><b>4</b> 地域視察</p>              | <p>令和 4 年度の共働推進会議開始当初は、令和 4 年 2 月に実施した各郷づくり推進協議会のアンケート情報等をもとに審議を行うこととしていました。その後、令和 4 年 7 月 22 日開催の郷づくり推進協議会代表者会議において、審議状況を報告した際には、代表者会議委員から「郷づくり基本構想の見直しにあたり、郷づくりのそれぞれの生の声を聞いて現状を把握しながら評価し、それを前提として見直すことが必要ではないか」といった指摘をいただきました。共働推進会議委員にとりましても、より実態に合った答申になることを目指すべきという判断の下、予定の審議回数を増加して調整をした結果、8 つの郷づくり地域に協力をお願いして 4 回（令和 4 年度開催の第 3 回から第 6 回まで）に分けて地域視察を行うことにしました。審議会として現場を見ながら各地域の実情を知る機会を得ることで、より実態に即した審議につながるが見込めます。</p> |

- 5 活動拠点（拠点）** 郷づくり開始当初は、既存の公共施設の有効活用を基本に「郷づくり事務所」を配置しており、活動の充実・発展とともに活動・会議スペースを備えた拠点を望む声が高まり、平成 25 年度に活動拠点整備の方針を定め、計画的に整備を進めてきました。現在、津屋崎を除く 7 地域（宮司のみコミュニティセンターで、他は郷づくり交流センター）の拠点整備を完了しています。津屋崎地域は令和 4 年度から津屋崎行政センター内の会議室スペースを仮拠点として活動を開始し、令和 5 年度中に、津屋崎行政センター内の一部の改修を行い、郷づくり交流センターとして整備予定です。
- 5 人財** 会社経営の分野で使われ始めた当て字で、元々の「人材」とは明確な使い方の違いは確立されていない新しい言葉です。人材は「組織にとって役立つ人」というニュアンスが強いですが、人財は「組織の財産になる人」というニュアンスがあり、人を大切にするという印象があるため人財を敢えて使うことが増えており、同様の趣旨で本報告でも使用しています。
- 6 ワークショップ（「これからの郷づくりを考えよう」）** 令和 4 年度に実施した郷づくり地域を回る地域視察で得られた情報等をもとに、答申の 4 つの柱を、特に重要な分野として審議を進めてきました。審議会答申が、今後の郷づくりの活動につながっていく生きた内容となるように、検討段階の時点で郷づくり推進協議会との対話の機会を得ることを重要と判断しました。そこで、令和 5 年 7 月 14 日開催の第 9 回共働推進会議では、審議会委員 9 名と郷づくり推進協議会の役員等（各 3 名程度）22 名にキッカケラボスタッフ等 7 名を加え「これからの郷づくりを考えよう」と題したワークショップを実施して答申の柱ごとに課題解決のアイデア（具体策）を出し合いました。
- 7 余剰金** 郷づくり推進協議会予算の決算で収入から支出を差し引いた差額が余剰金です。郷づくり推進事業交付金交付要綱第 9 条により、現在は訓令（郷づくり推進事業交付金交付要綱の運用について）に規定する 100 万円を超える金額は繰り越せないため、差額は市へ返金することになります。
- 7 交付金制度** 平成 25 年度まで別枠で交付していた「自治会交付金」と「郷づくり推進事業交付金」は、平成 26 年度から地域自治をより強く推進するため導入された「地域予算制度」のもとで、二つの交付金を一本化して「郷づくり推進事業交付金」として郷づくり推進協議会に対し交付しています。
- 「地域予算制度」とは、郷づくり推進協議会が地域の実情に合わせて、事業計画や予算を決められるようにするもので、これまでの部会活動のみならず、自治会への配分についても協議のうえ、決定を行っています。

7 算定基準	郷づくり推進事業交付金交付要綱の別表に定める交付金算定基準です。Ⅰ基礎事業（全地域共通で取り組むこと）とⅡ自主事業（地域の実情に応じて取り組むこと）の2つに区分されており、詳細な算定基準は各年度の市予算積算時に別途作成しています。
7 会計処理ルール	郷づくり推進事業交付金交付要綱及び訓令（郷づくり推進事業交付金交付要綱の運用について）で定めた内容を補足するため、毎年度当初に市が提示する「会計処理の留意事項」で示した基準です。
7 規模加算の配分額 頭打ち（3,500世帯）	現行の「規模加算」では、3,500世帯以上の加算額で頭打ちであるため7,000世帯超の福間地域と6,000世帯超の福間南地域が3,600世帯超の津屋崎地域と同額の加算額となっています。なお、この算定基準は平成30年度から導入して6年目となり、導入時から令和4年9月末時点の世帯数を比較した場合、福間地域が1,290世帯、福間南地域が829世帯の増となっています。
9 現役世代	年金に関する用語で、保険料を支払うことで公的年金制度を支えている、主に20歳から60歳までの世代のことです。
9 中間支援	中間支援とは、異なるものの中に入り、つなぐ役割を果たすことを意味します。「中間」の意味は、現場での活動を行うNPOと、それを支える市民、行政、企業との間にあって両者を仲介するということが多く、厳密な定義はありません。中間支援組織は、NPO法人をはじめとする市民活動団体を支援する組織です。それ自身もNPO法人であることが多く、「NPOを支援するNPO」と説明されることがあります。団体運営の助言、情報提供、スタッフ研修、団体間のネットワークづくり、企業や行政との仲介などの団体へのサービス提供のほか、調査、政策提言などを行うこともあります。
9 キッカケラボ	令和4年7月に開設した「未来共創センター」の愛称。公民連携型での運営体制を母体に、市民、NPO、事業者、企業、学校など、まちづくりの担い手を多様にし、様々な共働・共創による持続可能なまちづくりを目指した中間支援機能を担っています。
10 地域担当職員	市職員のうち部長級、課長及び管理職手当を受ける主幹級の職員を8つの郷づくり地域の担当職員として配置しています。地域ごとに部長級職員が地域担当責任者として1名選任され、職務執行に際しての調整を行います。担当職員は自己の職務に支障のない限り①市の施策、計画及び地域の活性化のために必要な情報提供及び説明②市民の行政に対する意向及び苦情の適切な把握③地域の自立や活性化のための助言などを行うこととしています。

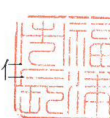
- |                      |  |
|----------------------|--|
| <b>10</b> 外部アドバイザー制度 | 県（県が派遣するアドバイザー謝金に県が補助金支出）または地域活性化センター（アドバイザー受入れのために市が支出した経費（謝金、交通・宿泊費）にセンターが助成）からの支援事業を活用するなどして、市の地域づくりに対するアドバイザー派遣を受ける制度を指しており、未導入の制度です。  |
| <b>11</b> 自主財源       | 市からの交付金以外に得られた、独自財源全般をいいます。  |
| <b>11</b> 加入促進方法     | 現状、市では自治会加入促進の方法として、自治会加入チラシを作成して市民課窓口で転入者向けに配布するほか、同チラシを自治会でも活用できるように、「自治会加入促進の手引き」とともに市公式ホームページに掲載しています。そのほか、地域コミュニティ課では自治会加入に関する自治会長や市民からの個別の相談にも対応をしています。今後は、自治会の必要性や活動内容をより分かりやすくまとめたリーフレットの作成など、新たな追加の取組みも模索しながら継続強化が必要です。 |

## 諮問書

4 福まち第 144 号  
令和4年 6月 3日

福津市共働推進会議  
会長 様

福津市長 原崎 智仁



福津市における市民参画及び共働による地域自治推進のあり方について（諮問）

このことについて、福津市附属機関設置条例（平成17年福津市条例第16号）第2条の規定により、下記のとおり貴審議会に諮問します。

## 記

## 1. 諮問事項

- ①郷づくり推進事業における市と各地域協議会及び自治会等との共働のあり方について（「郷づくり基本構想」の見直し）
- ②「福津市みんなですすめるまちづくり基本条例」の見直し等の検討、及び他の関連条例制定の必要性について

## 2. 諮問理由

- ①平成19年度の郷づくり推進事業開始から11年目の平成30年3月に、協議会や自治会の位置づけや役割を明確にしながら、期待される郷づくり地域の役割や支援方針等を体系的にまとめ、郷づくり推進の指針となる「郷づくり基本構想」を策定しました。  
基本構想の内容は、4年超過前に検討し、その結果に基づき見直し等を実施するものとしているため、検討結果に基づく見直し等の必要性和共に、市の各地域協議会及び自治会等との共働のあり方について貴審議会の意見を求めたく諮問します。
- ②市民参画及び共働による自律した地域自治の実現を図ることを目的として、平成20年12月1日に制定した「福津市みんなですすめるまちづくり基本条例」は第15条の規定に基づき、4年を超えない期間ごとに内容を検討し、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとしており、これまでの検討結果では見直し等の措置を講じたことはありません。  
令和6年度までの見直し等の検討に際し、他の関連条例制定の必要性和共に貴審議会の意見を求めたく諮問します。



## 福津市共働推進会議

氏名	役職	経歴等	
嶋田 暁文	会長	学識経験者	九州大学 大学院法学研究院 教授
依田 浩敏	副会長	学識経験者	近畿大学 産業理工学部 教授
奥 弘子		地域代表	神興東地域郷づくり推進協議会 会長 未来共創会議
小林 真理		地域代表	津屋崎地域郷づくり推進協議会 副会長 (自治会長経験者)
富松 享一		地域代表	神興地域郷づくり推進協議会 会長 (自治会長経験者)
中川 孝晃		公募委員	
三ッ橋 美津子		公募委員	
山口 覚		未来共創会議	未来共創会議 LLP 津屋崎ランチ 代表 慶應義塾大学 特任教授
山田 雄三		未来共創会議	未来共創会議 福岡大学 社会連携センター 助教